

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、大型トラック運転手として就労していたが、同年〇月〇日、貨物運送中に積荷の状況を確認するため荷台に上がり、チェーンブロックを増し締めしようとしたところ、荷台から転落負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同月〇日、C病院に受診し、「骨盤部打撲、左肋骨骨折、血気胸」と診断され、その後D整形外科に転医し、療養を継続した結果、平成〇年〇月〇日をもって治癒（症状固定）となった。

請求人は、治癒後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第11級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害の程度が障害等級第11級を超えるものと認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人及び再審査請求代理人（請求人及び再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、腰痛、左手指の痺れ、知覚障害及び右下肢の短縮を考慮すれば、障害等級は最低でも第9級である旨主張しているもので、以下検討する。

(2) E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、腰痛については、「変形性脊椎症が原因であると思われる。」とし、左手指痺れ感及び知覚障害については、「頸椎症から来たものと思われる。」とし、これらの症状について、「本件災害との因果関係は無いと思われる。」と述べており、当審査会としては、本件災害の状況、請求人の症状の推移等に鑑み、E医師の所見は妥当であると判断するところであり、請求人らが主張する腰痛、左手指の痺れ、知覚障害については本件災害により残存する障害と認めることはできない。

(3) 請求人の右下肢の短縮については、決定書に説示するとおり、「1下肢を1センチメートル以上短縮したもの」（第13級の8）に該当するものと認められ、そのほか、請求人に残存する障害は、決定書に説示するとおり、「鎖骨に著しい変形を残すもの」（第12級の5）、「左肩関節の機能に障害を残すもの」（第12級の6）、「右股関節部の局部に神経症状を残すもの」（第14級の9）が認められるものと判断する。

(4) 以上から請求人に残存する障害の障害等級は、上記（3）の各部位に系列を異にする4つの障害が残存することから、併合の方法を用いて最も重い障害である第12級を1級繰り上げ、障害等級第11級に該当するものと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第11級に  
応ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理  
由はない。

よって主文のとおり裁決する。